

議案第49号

備前市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について

備前市立公民館設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年6月5日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市立公民館設置条例の一部を改正する条例

備前市立公民館設置条例(平成17年備前市条例第102号)の一部を次のように改正する。

別表備前市立吉永地域公民館の部1階 大ホールの項中「2,570円」を「2,610円」に改め、同部1階 ホワイエの項及び1階 調理実習室の項並びに同表備前市立西鶴山公民館の部から備前市立三石公民館の部までの規定中「610円」を「620円」に、「300円」を「310円」に改め、同表備前市立日生西公民館の部中「610円」を「620円」に改め、同表備前市立三国公民館の部中「610円」を「620円」に、「300円」を「310円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。